

田町駅東口地区に係る 都市計画案の作成に向けた原案の説明会

令和7年7月8日（火）
東京都・港区

本件についてのお問合せ先

- (東京都) 部署：東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課再開発等促進区担当
TEL：03-5388-3318（直通）
- (港区) 部署：港区街づくり支援部開発指導課都市再生担当
TEL：03-3578-2483（直通）

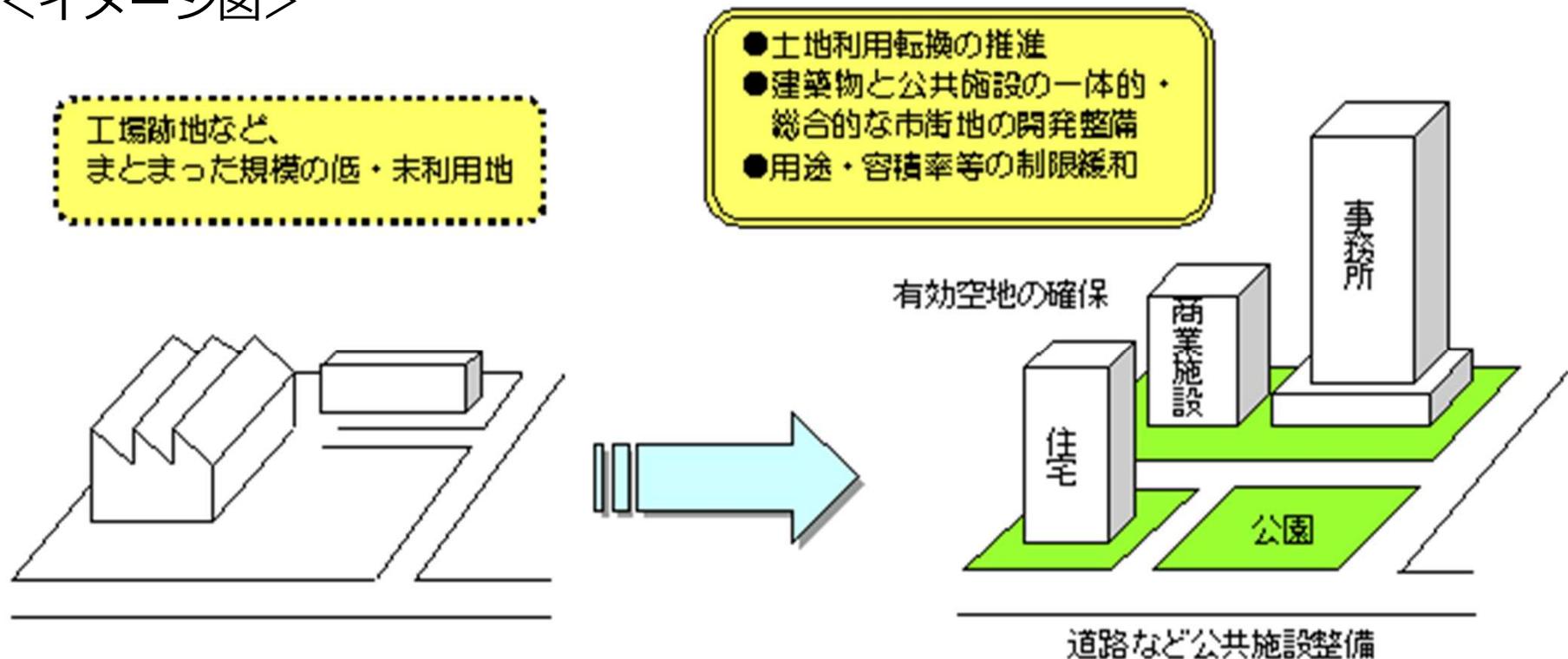
本日の説明会は、田町駅東口地区地区計画について、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、区域内に土地等を所有されている皆様に、意見を求めて地区計画の案を作成するために、原案の内容や今後の都市計画手続きについて、ご説明することを目的としています。

本日の説明内容

1. 地区の概要
2. 主な上位計画
3. (参考) 都市再生特別地区の概要
4. (参考) 周辺環境への影響
5. 地区計画原案の概要
6. 今後のスケジュール等
7. (参考) 関連する都市計画

まとまった低未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度です。

<イメージ図>



■位置

港区芝浦三丁目、芝浦四丁目及び芝五丁目

■面積

地区計画の区域 : 約6.4ha

B・C・D街区の区域 : 約4.1ha

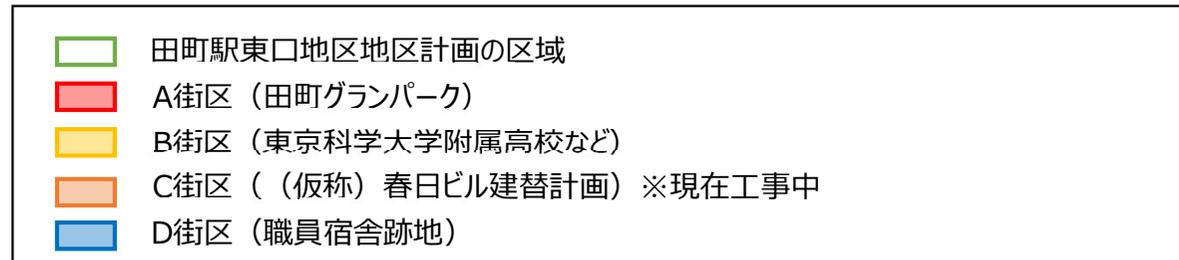
■経緯

平成4年6月

「田町駅東口地区地区計画」計画決定

平成8年10月

田町グランパーク整備完了 (A街区)



地区の課題

■ JR田町駅の東西自由通路の混雑

今後、本地区を含む駅周辺開発により、乗降客数の増加が見込まれており、**東西自由通路の更なる混雑**が生じる可能性がある

■ 芝浦運河通りの企業バス停留

車道上にバスが数分間乗車待ちしており、**車両の円滑な通行に影響を及ぼしている**

ピーク時には1時間に約35台の企業バスが発着し、バスの待機行列により歩道が混雑している

■ 駅から運河へ至る歩車分離された動線の未整備

芝浦運河通りや建築敷地等により、**新芝運河及び運河沿いの遊歩道が分断されている**



[芝浦運河通りの企業バス停留]



[通勤時の東西自由通路の様子]

2. 主な上位計画

国

■ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針

品川駅・田町駅周辺地域（整備の目標）

- ・田町駅周辺の大規模な低・未利用地における**業務、商業、居住、教育、文化等、多様な都市機能の整備**や、既存市街地の街区再編、機能更新など、計画的な土地利用転換により、**安全かつ快適な駅施設をはじめとした公共空間などの整備**により、魅力的な複合市街地を形成

東京都

■ 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020

田町駅東口地区

（まちづくりの誘導の方向）

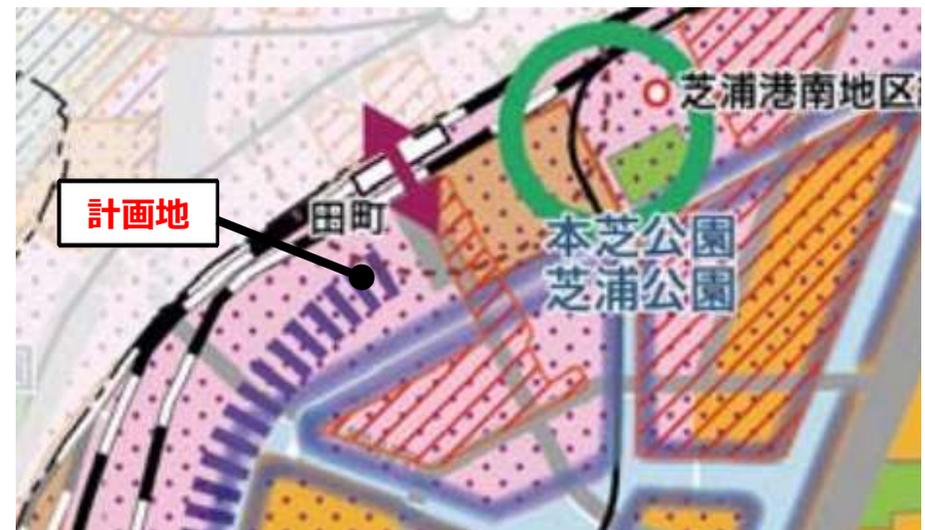
- ・芝浦港南地域の「玄関口」かつ市街地形成を先導する核となる**地区**として、**業務、商業、教育、研究機能**及び都心定住を図る居住機能や文化機能などを備えた魅力ある複合市街地を形成する。また、駅前地区にふさわしい広場、道路等の都市基盤整備を行い土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図る。

港区

■ 港区まちづくりマスタープラン（平成29年3月）

芝浦港南地区（まちづくりの方針）

- ・JR線東西方向、芝浦・港南地域から山手線内などにおいて、**道路及び歩行者ネットワークの形成**とともに、地域特性をいかした舟運の活性化を図るなど、地域内・地域間交通の利便性を向上させる。
- ・田町駅とその周辺を含めた**公共交通の利用時や乗継ぎ時の利便性の向上**を図る。



方針1 土地利用・活用

	業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地
	集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地
	港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

方針3 道路・交通

	乗継ぎ利便性の向上を推進する交通結節拠点
	駅周辺の主な都市基盤整備
	バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域（バリアフリー重点整備地区）
	水辺の散歩道の連続化
	リニア中央新幹線

3. (参考) 都市再生特別地区の概要

■ 計画諸元

計画地の位置	東京都港区芝浦三丁目地内
地域地区等	準工業地域、商業地域、田町駅東口地区地区計画
都市計画手法	都市再生特別地区、再開発等促進区を定める地区計画
土地所有	国立大学法人 東京科学大学 (事業主体が75年間の定期借地)
指定容積率	400%、500%(加重平均 約412%)
指定建蔽率	60%、80%
都市再生特別地区の区域面積	約2.7ha
計画容積率	約1150%
敷地面積	約22,421㎡(道路拡幅後)
延床面積 (容積対象床面積)	約289,000㎡ (約257,000㎡)
主要用途	事務所、大学施設、産学連携施設、 ホテル、商業施設、保育所等
階数 / 高さ	地上39階、地下2階 / 高さ約179m(GL=TP+3.5m)

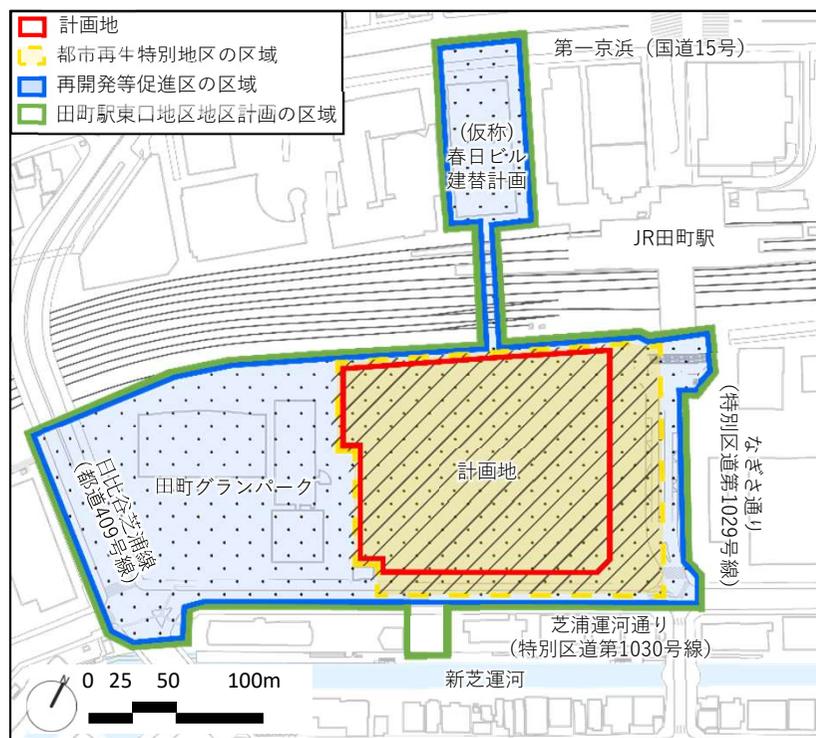
■ イメージパース(北東側より計画建物を望む)



■ 位置図



■ 配置図



開発整備の方針

方針Ⅰ. イノベーション・エコシステムの形成に資する都市機能の導入

- ① 大学発スタートアップ支援のためのインキュベーション施設の整備及び支援体制の構築

方針Ⅱ. 駅まち一体の都市基盤の構築

- ① まちの東西や周辺市街地、運河をつなぐ駅周辺の歩行者ネットワーク整備
- ② 道路交通環境の改善と駅前交通結節機能の強化

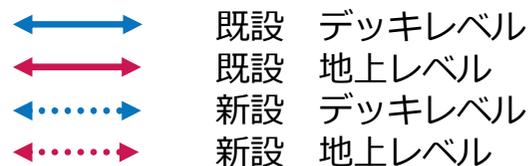
方針Ⅲ. 環境への取組と防災対応力強化

- ① まちに開かれたにぎわい、交流や憩いを促す多様な緑化・広場空間の創出
- ② 地域を支える防災対応力強化に向けた取組
- ③ 環境負荷低減に向けた取組

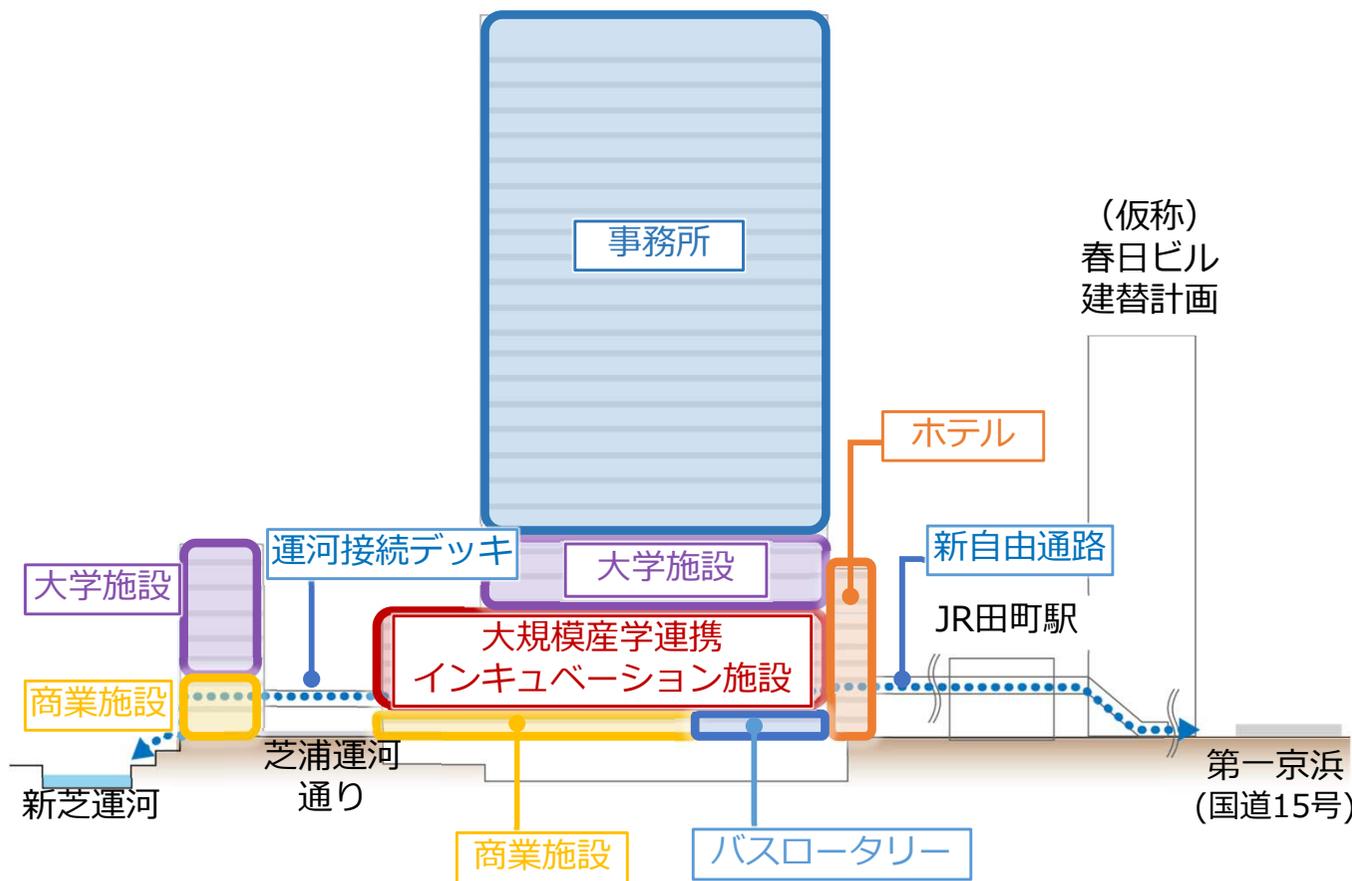
【配置図】



歩行者動線凡例



【断面図】



駅まち一体の都市基盤の構築



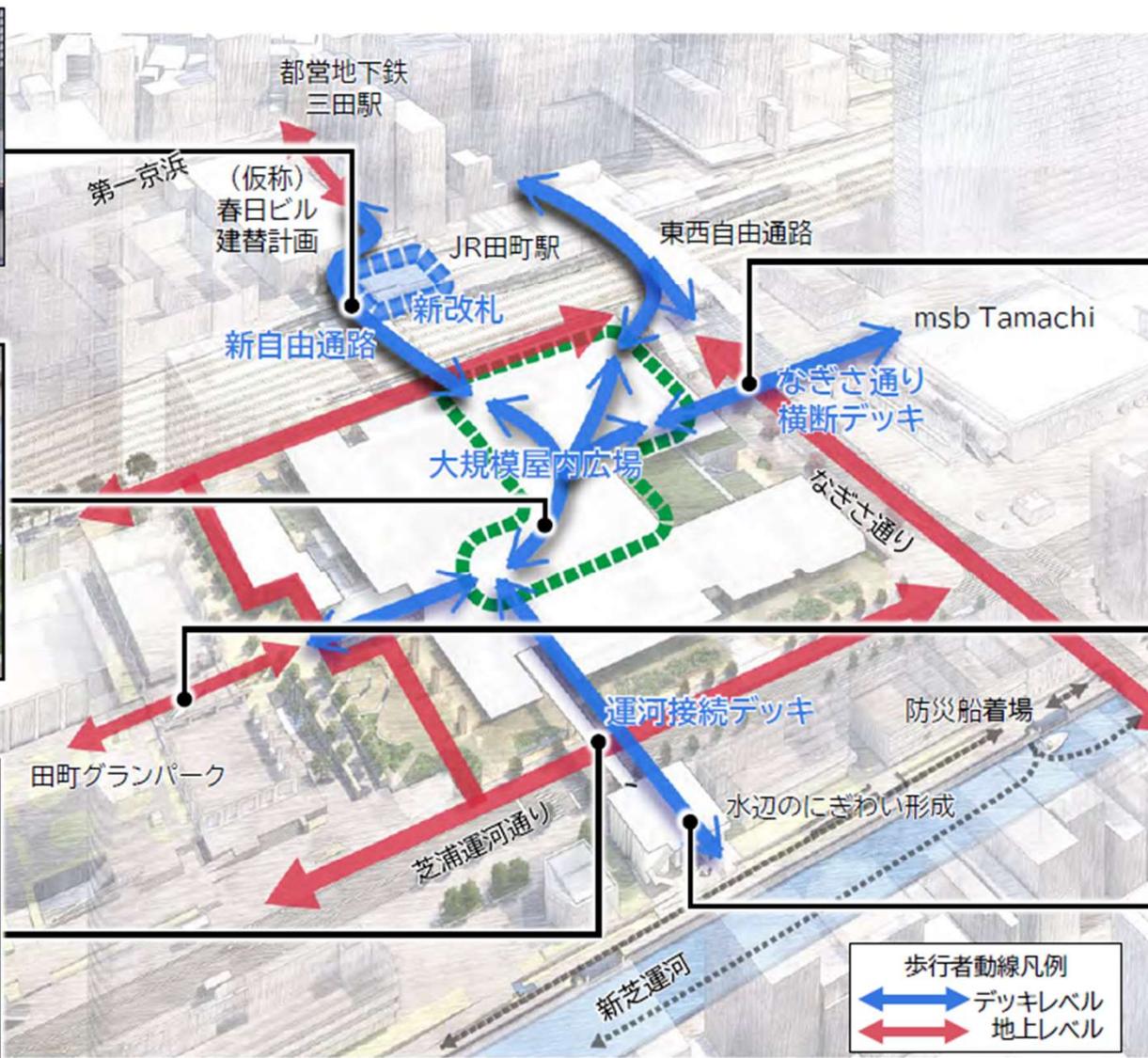
a. 既存の東西自由通路の品川方面に新たな自由通路及び改札を整備



b. 計画地を斜めに貫く大規模屋内広場(動線兼広場)を整備



c. 駅から運河までダイレクトにアクセス可能な運河接続デッキを整備



なぎさ通り横断デッキを整備



田町グランパークと接続する歩行者空間

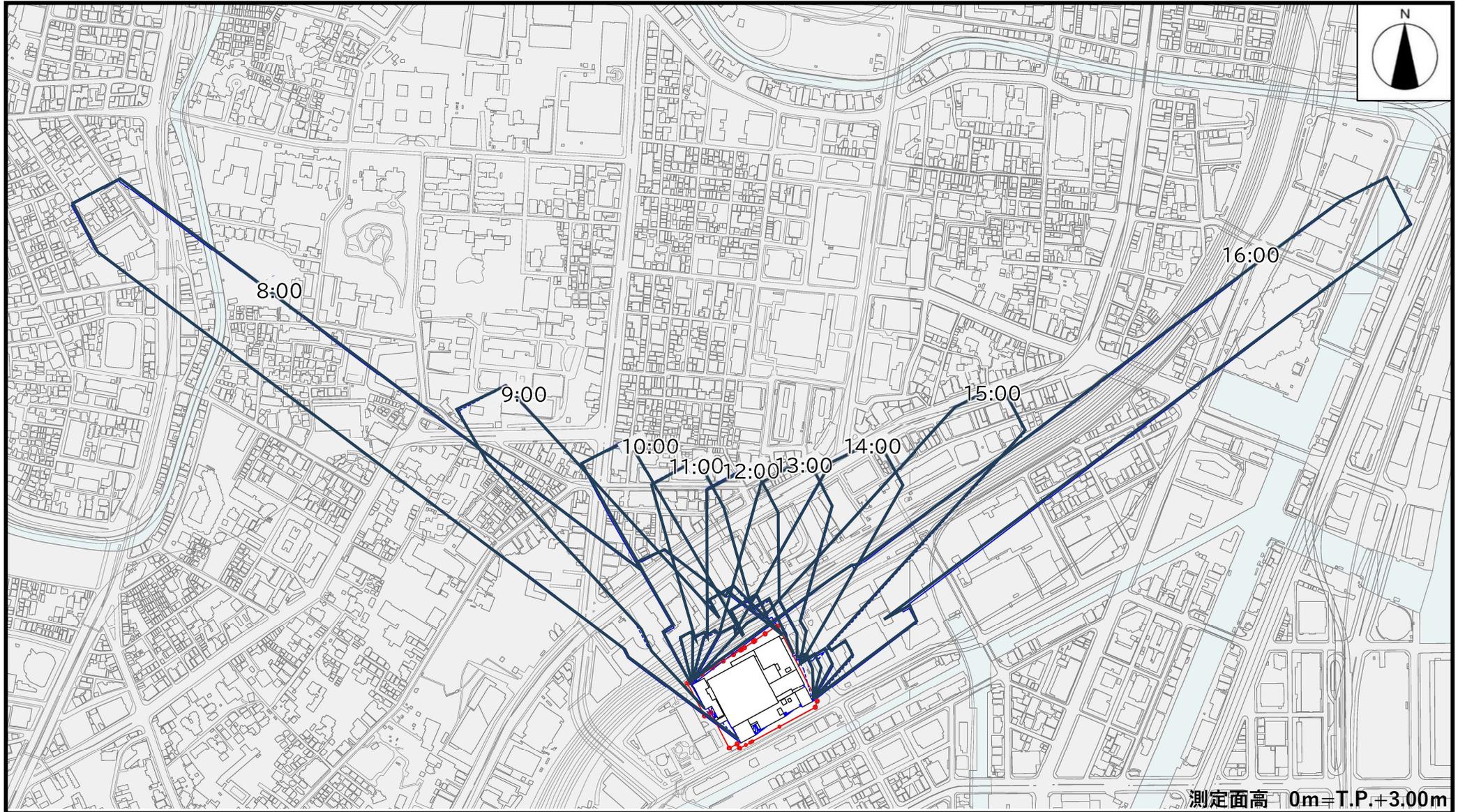


水辺のにぎわい形成

歩行者動線凡例	
	デッキレベル
	地上レベル

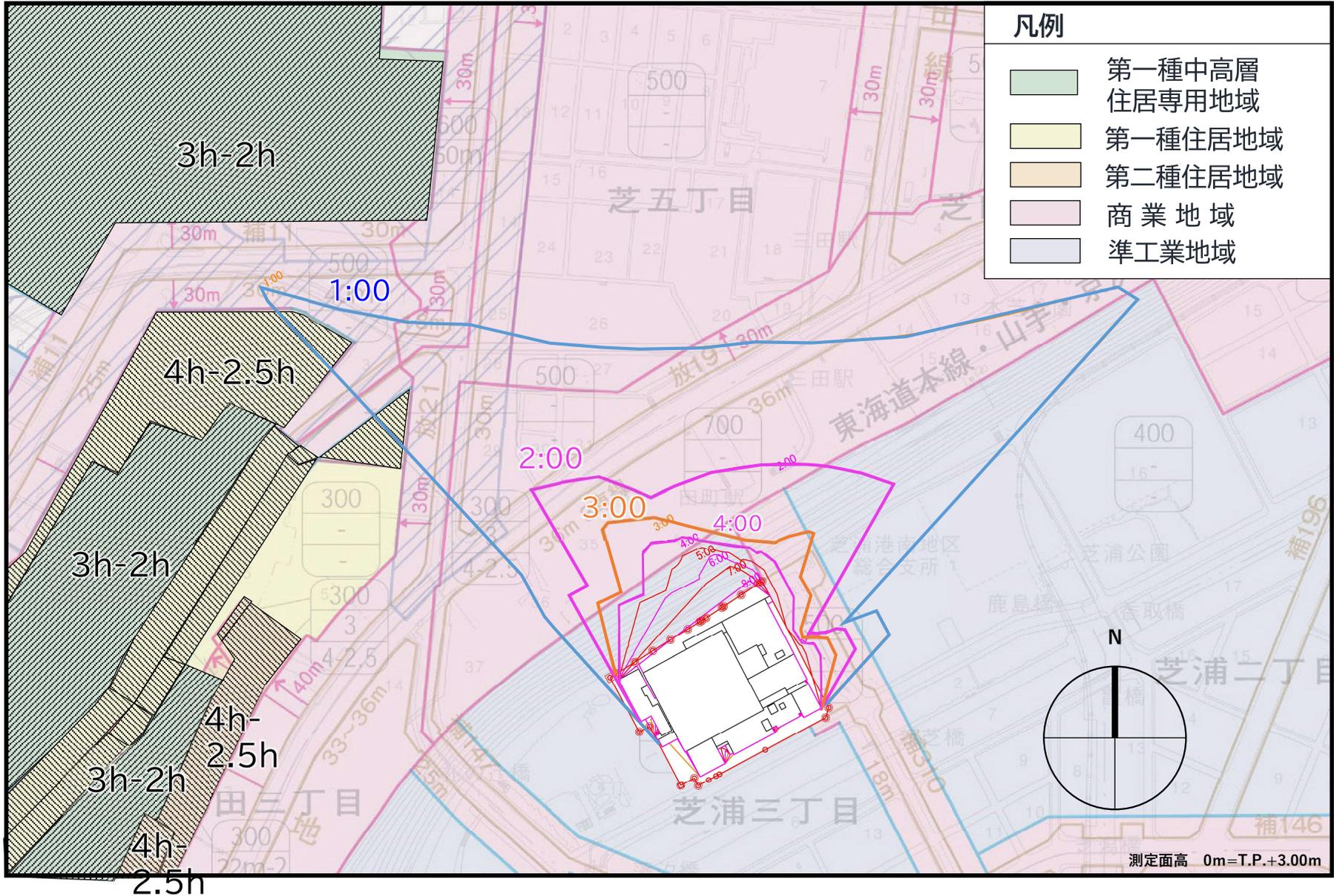
日影

時刻別日影図 (冬至日 : 0m=T.P.+3.00m)



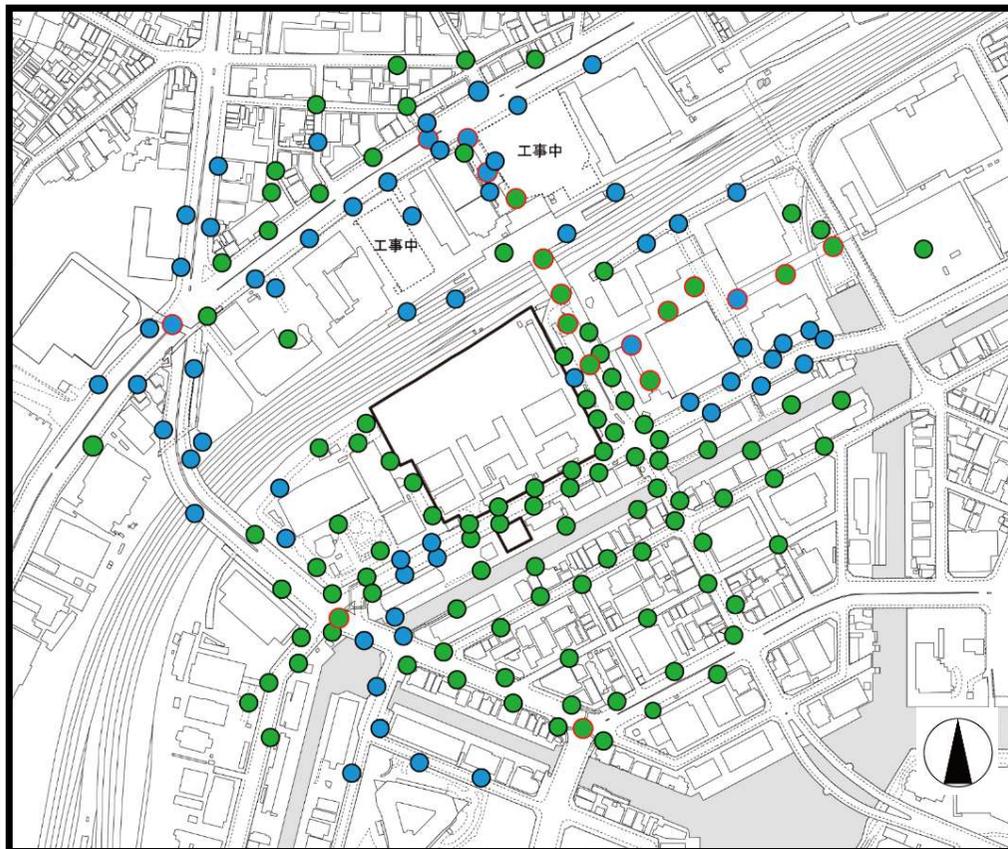
日影

等時間日影図 (冬至日 : 0m=T.P.+3.00m)

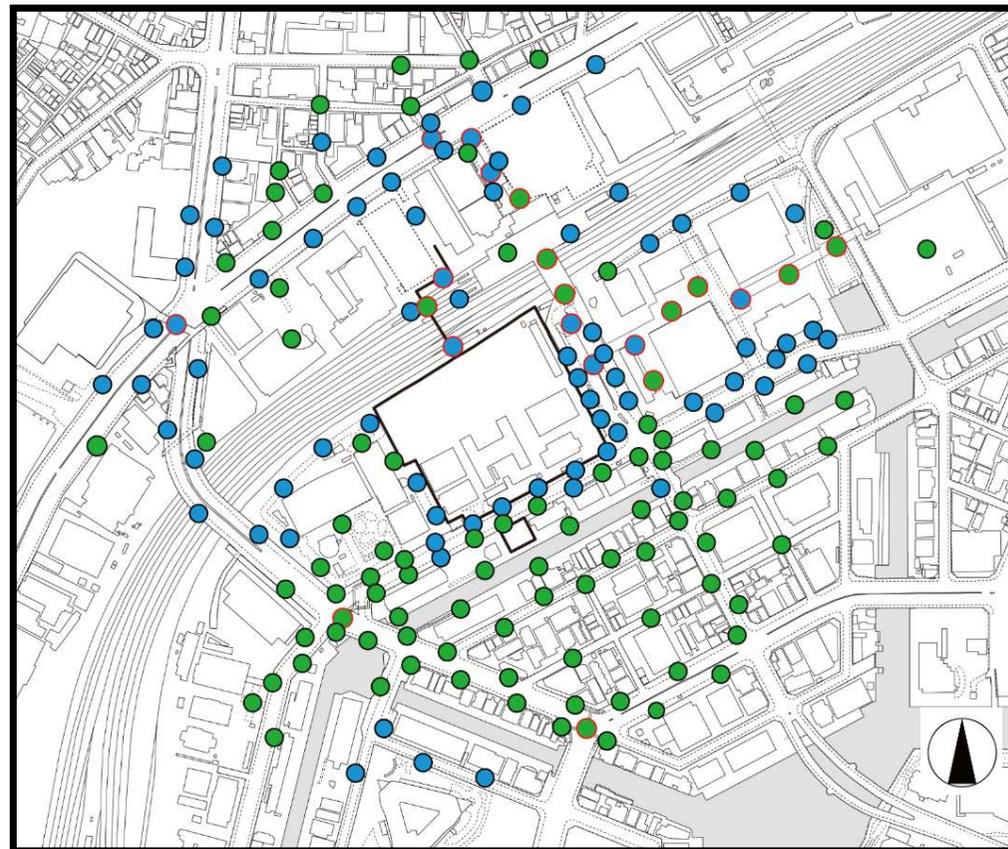


風環境

風環境 (建設前)



風環境 (建設後・対策後)

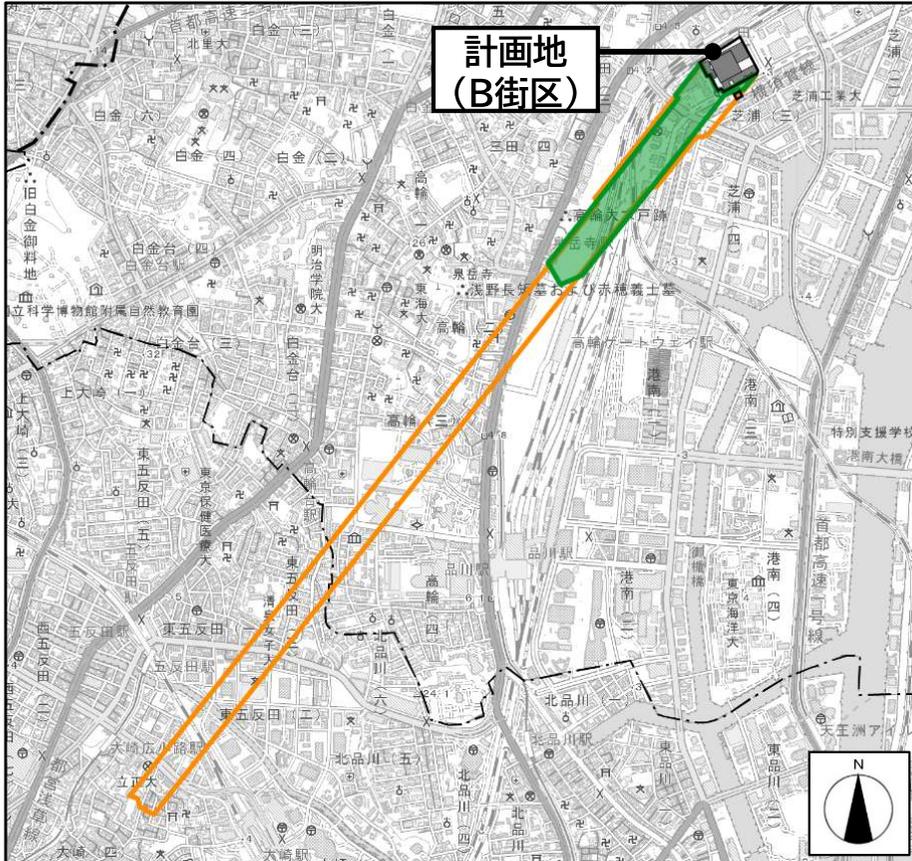


■ 風環境の評価指標 (○の地点はデッキ上の測定点を示す)

領域区分	A	B	C	D
	住宅地相当	低中層市街地相当	中高層市街地相当	強風地域相当
記号				

電波障害予測 (B街区)

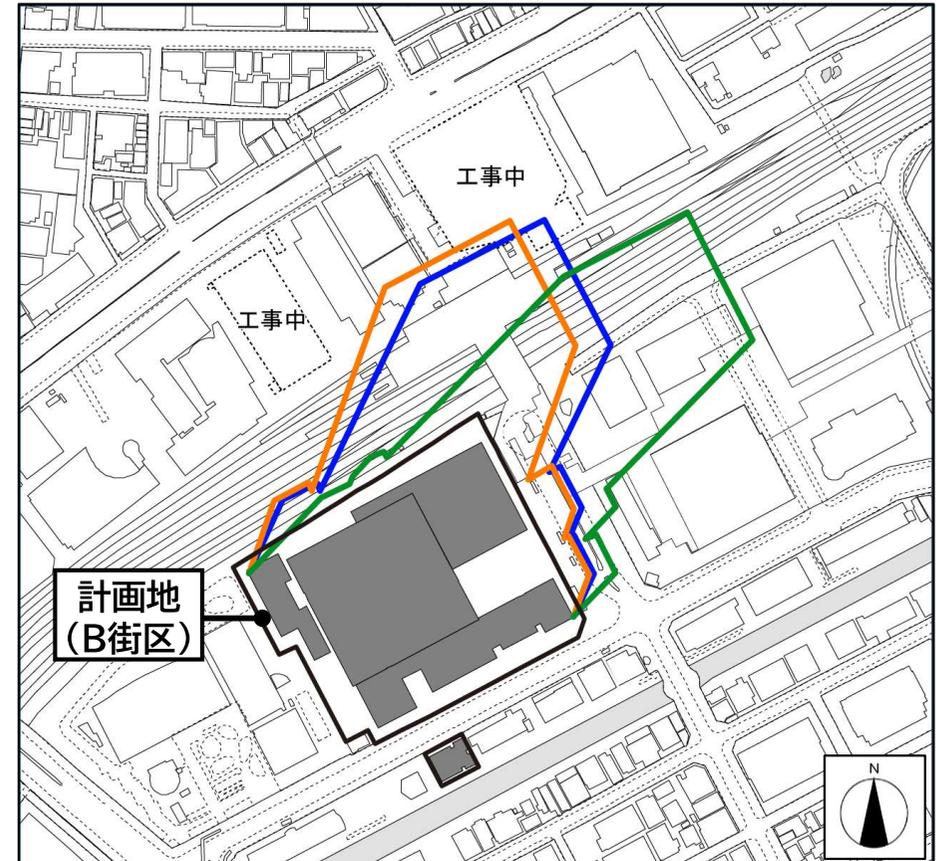
地上デジタル放送



凡例

- 遮へい障害予測範囲(広域局)
- 遮へい障害予測範囲(県域局)

衛星放送



凡例

- 遮へい障害予測範囲(BSAT-3b,3c,N-SAT-110)
- 遮へい障害予測範囲(JCSAT-3A)
- 遮へい障害予測範囲(JCSAT-4B)

※ 図で示している障害予測範囲は、障害が出る可能性がある範囲を示したものであり、予測範囲に必ずしも障害が発生するものではありません。

地区計画の変更内容

- まちの東西をつなぐ新たな歩行者ネットワークの形成等を図るため、C街区、D街区を追加
- C街区：まちの玄関口にふさわしい業務・生活支援機能や防災機能を導入
- D街区：運河等の水辺の魅力向上

	計画地
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域区分線
	歩行者ネットワーク



地区計画の位置・面積 / 地区計画の目標

赤字：変更又は追加箇所

名 称	田町駅東口地区地区計画
位 置	港区芝浦三丁目、芝浦四丁目及び芝五丁目各地内
面 積	約6.4ha
地区計画の目標	<p>本地区は、芝浦・港南地域の「玄関口」としてJR田町駅・都営地下鉄三田駅に近接し、国内外や都心拠点への交通利便性が高い地区であるとともに、運河に面した立地特性を有している。一方、後背地の土地利用転換の進行に伴う田町駅の交通結節機能の強化やJR線東西方向のアクセス性の更なる強化、災害発生時の混雑や混乱の緩和に寄与する、駅周辺の滞留スペースの確保や帰宅困難者の受入場所の不足などが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針（平成24年1月）」においては、業務、商業、居住、教育、文化等、多様な都市機能の整備などによる魅力的な複合市街地の形成や、国内外からの来街者が安全で快適に利用できる交通結節点として、東西自由通路及び駅前広場の整備、東西自由通路から連続する歩行者デッキ等による歩行者ネットワークを充実・強化することとされている。また「東京ベイ eSG まちづくり戦略 2022（令和4年3月）」では、田町地区において、大学を核とした新たなオープンイノベーションの創出など、インキュベーション施設の整備促進を図ることが掲げられている。さらに、「港区まちづくりマスタープラン（平成29年3月）」においては、運河や海など水辺の魅力向上を促すためのにぎわい空間の確保、JR線東西方向、芝浦・港南地域から山手線内の道路及び歩行者ネットワークの形成、田町駅周辺における帰宅困難者の一時滞在施設の確保など地域と事業者が一体となったエリア防災の取組を推進すること、田町駅を起点にした運河沿いの水辺や夜景を資源とした歩いて楽しめるルートや、コミュニティバス及び自転車シェアリングを用いた周遊・回遊を楽しめるネットワークを形成すること、子育て支援・教育関連施設等などの公共公益施設の整備・充実を図ることとされている。</p> <p>このような背景を踏まえ、駅東西と周辺市街地へのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成、交通結節機能の強化や新芝運河とまちに開かれた水辺のにぎわいを形成する。また、駅前地区にふさわしいみどり豊かな広場空間の創出や建物の総合的な環境性能の向上等による環境負荷低減及び防災機能の強化とともに、公共公益施設や周辺イノベーション施設との連携による産官学連携拠点の形成により、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かににぎわいある複合市街地を形成する。</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針

赤字：変更又は追加箇所

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	利便性の高い駅への再編、JR線東西方向をつなぐ自由通路と南北方向をつなぐ歩行者空間を介し、運河や道路等のネットワークにつながる駅前拠点の実現に向けて、駅まち一体となる複合市街地を形成する。また、水辺に対して開放性のあるデザインを誘導することにより、運河など水辺の魅力向上を図る。
	公共施設等の整備の方針	(1) 交通広場を整備し、交通結節機能を高め、歩行者や自動車等の交通の円滑な処理を図る。 (2) 駅前の利便性向上のため、交通広場の機能を拡充する広場を整備する。 (3) 交通広場内に駐輪場を設置し、駅利用者の利便を図る。 (4) 補助線街路第147号線は、札の辻橋の架け替えとともに、改良整備を図る。 (5) 地区内集散道路は、長期的な歩行者流動に対応でき、ゆとりある歩行者空間を確保できるように拡幅を行うとともに、歩道の一体的な整備を行う。 (6) 補助線街路第147号線沿いには、騒音や景観に配慮して緑地を整備する。 (7) 田町駅の東西方向の歩行者ネットワークを強化するため、歩行者専用道を整備する。 (8) 田町駅と周辺市街地の回遊性を強化するため、駅とまちをつなぐデッキ並びに地上レベルの歩行者通路及び歩道状空地を整備する。 (9) 周辺地区との歩行者動線を円滑にするため、藻塩橋交差点の改良整備を行う。 (10) 多様なオープンスペースの整備により、地域のにぎわい及び憩いの空間、駅周辺の滞留スペース並びに帰宅困難者の受入場所を確保する。 (11) 地域の居住者、就業者、来街者等の様々な交流機会を創出するため、建築物の内部に開放的な広場を整備する。
	建築物等の整備の方針	(1) 建築物の高層化により、オープンスペースを確保し、ゆとりある空間を創出する。 (2) 建築物の外壁面の後退により、道路空間を補完する歩道状空地や歩行者通路と一体となった安全で快適な歩行者空間を確保する。 (3) 全体の調和を図るため、建築物の意匠・形態に配慮し、良好な都市景観を形成する。 (4) 建築物の用途の制限により、良好な複合市街地の環境整備を図る。 (5) 地域冷暖房施設の設置により、環境保全と地域に必要なエネルギーの効率的供給を図る。 (6) 新芝運河に開けた良好なにぎわい空間を整備する。

再開発等促進区

赤字：変更又は追加箇所

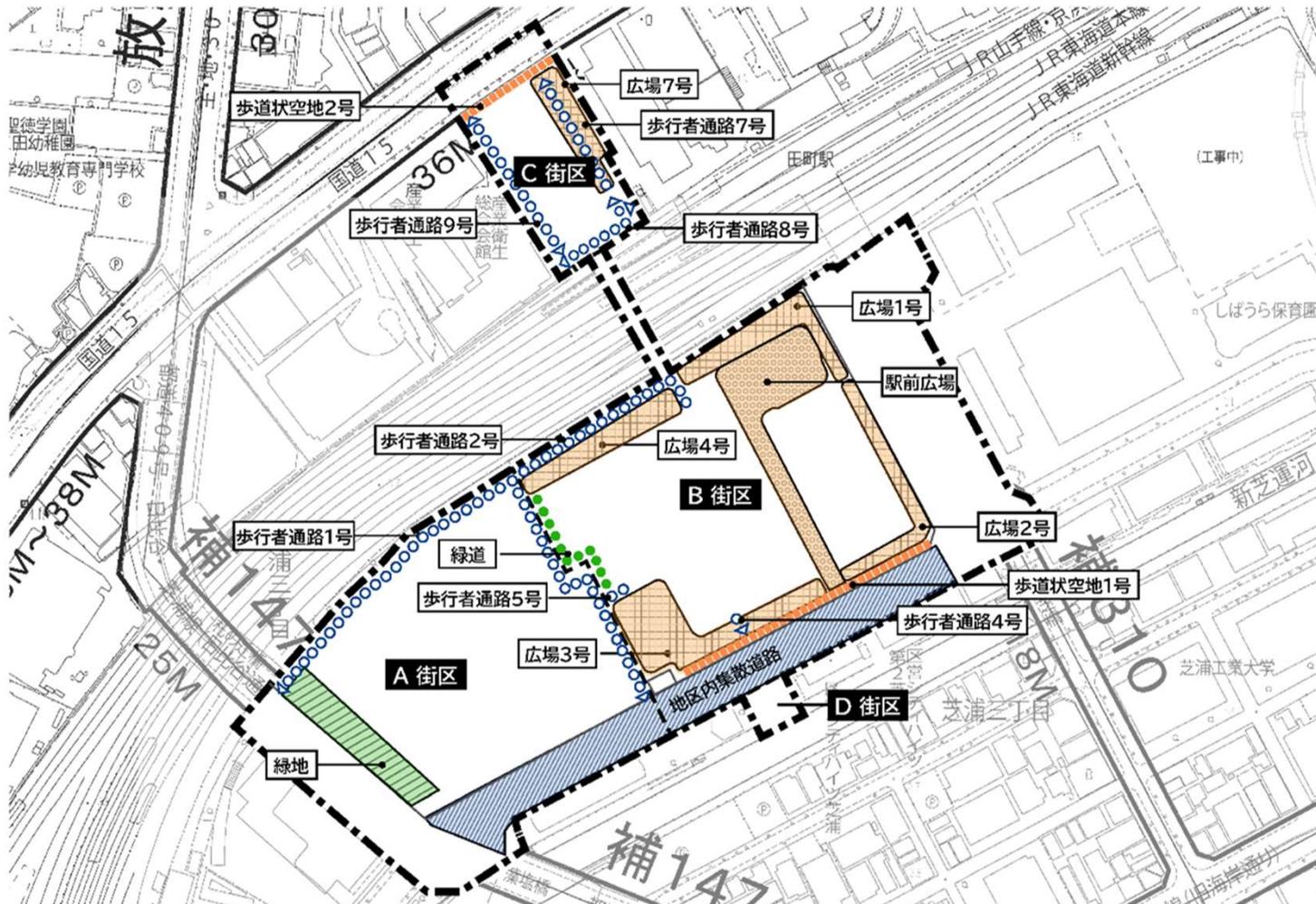
再開発等促進区	位 置	港区芝浦三丁目、芝浦四丁目及び芝五丁目各地内				
	面 積	約6.3ha				
	土地利用に関する基本方針	<p>駅前地区にふさわしい土地の高度利用を図り、業務、居住、教育等の機能を備え、多様な都市的活動が展開する、親密さと魅力のある複合市街地を創出することを目指して、以下を土地利用の方針とする。</p> <p>(1) A街区 業務・商業・居住機能を主体に、文化や交流、都市余暇機能等を併せ持つ複合市街地とする。住宅は独立したコミュニティを形成するように配置し、業務棟との間に形成させる共用空間を中心に、文化や交流等を目的としたにぎわいと魅力ある都市空間を創出する。住民や就業者の憩いの場となる緑地・広場や快適で安全な歩行者空間を創出する。</p> <p>(2) B街区 業務、商業、教育、研究、生活支援機能や産学連携による国際競争力強化に資する高質な業務支援機能等を併せ持つ複合市街地とする。また、交通結節機能の強化に資する広場、地域住民・学生や就業者の憩いの場となる緑地、広場や駅から運河へつながる快適で安全な歩行者空間を創出する。 B街区敷地内上部を通る歩行者専用道1号について、地区施設を整備する立体的な範囲を設定し、複合的に利用する。</p> <p>(3) C街区 新たに整備する自由通路及びJR田町駅橋上駅舎から放射第19号線をつなぐ歩行者ネットワークによる利便性及び集客性を生かした新たなビジネス拠点として業務や商業機能を集積し、高度な都市機能の複合化を図る。 C街区敷地内上部にかかる歩行者専用道1号について、地区施設を整備する立体的な範囲を設定し、複合的に利用する。</p>				
	主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考
	道 路	地区内集散道路	20m	約300m	既設（一部拡幅）	

地区整備計画（地区施設の配置及び規模）

赤字：変更又は追加箇所

地区整備計画	位置	港区芝浦三丁目、芝浦四丁目及び芝五丁目各地内				
	面積	約6.4ha				
	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
	道路	歩行者専用道1号	6m	約155m	—	新設（デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者専用道2号	8m	約60m	—	新設（デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
	その他の公共空地	歩行者通路1号	8m	約280m	—	新設（地上レベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路2号	4m	約135m	—	新設（地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路3号	3m	約270m	—	新設（デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路4号	3m	約30m	—	新設（地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路5号	3m	約65m	—	新設（地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路6号	3m	約30m	—	新設（デッキレベル）
		歩行者通路7号	4m	約105m	—	新設（地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
		歩行者通路8号	7m	約55m	—	新設（地上レベル。植栽含む。）
		歩行者通路9号	2m	約80m	—	新設（地上レベル）
		広場1号	—	—	約1,440㎡	新設（地上レベル）
		広場2号	—	—	約1,140㎡	新設（地上レベル）
		広場3号	—	—	約1,800㎡	新設（地上レベル）
		広場4号	—	—	約1,000㎡	新設（地上レベル）
		広場5号	—	—	約3,700㎡	新設（デッキレベル）
		広場6号	—	—	約1,140㎡	新設（デッキレベル。階段、昇降施設含む。）
広場7号		—	—	約770㎡	新設（地上レベル）	
駅前広場		—	—	約2,300㎡	新設（地上レベル）	
緑地		—	—	約1,450㎡	新設（地上レベル）	
緑道	2m	約80m	—	新設（地上レベル）		
歩道状空地1号	2m	約140m	—	新設（地上レベル）		
歩道状空地2号	4m	約55m	—	新設（地上レベル）		

主要な公共施設・地区施設（地上レベル）



広場1号イメージ



広場2号イメージ



広場3号イメージ



広場4号イメージ



広場7号イメージ

主要な公共施設・地区施設 (デッキレベル)



広場5号イメージ



広場6号イメージ



0 10 50 100 200m

凡例

- 地区計画の区域
- 地区整備計画の区域区分線

主要な公共施設

- 地区内集散道路

地区施設

- 緑地
- 駅前広場
- 広場
- 歩道状空地
- 緑道
- <○○○> 歩行者通路

<デッキレベル>

- 広場
- <○○○○> 歩行者専用道
- <○○○> 歩行者通路

<参考>

- 補助線街路第310号線嵩上部 (デッキレベル)



歩行者専用道1号イメージ



歩行者通路3号イメージ



歩行者通路5号イメージ



歩行者通路6号イメージ



歩行者通路7号イメージ

地区整備計画（建築物等に関する事項）

赤字：変更又は追加箇所

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A街区	
			面積	約2.3ha	
		建築物等の用途の制限	1. 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(り)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 2. 建築物の延べ面積が3,000㎡を超える場合は、当該建築物の敷地面積の120%以上の床面積を共同住宅の用途に供する建築物としなければならない。ただし、建築基準法第86条が適用される一団地については、一敷地とみなして適用する。		
		建築物の容積率の最高限度	10分の85		
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。		
		建築物等の高さの最高限度	150m ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 2. 屋外広告物は、建築物と一体的なもの又は歩行者空間と調和のとれたものとし、設置場所についても都市景観に配慮したものとする。		
垣又はさくの構造の制限	建築物に附属する門又は塀の構造は、フェンス若しくは鉄さく等透視可能なものとし、コンクリートブロック又はこれに類するものは設置してはならない。				

地区整備計画（建築物等に関する事項）

赤字：変更又は追加箇所

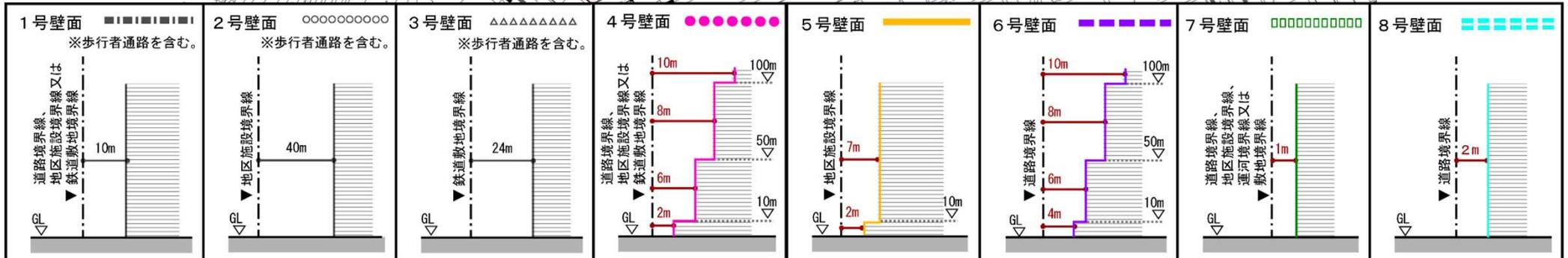
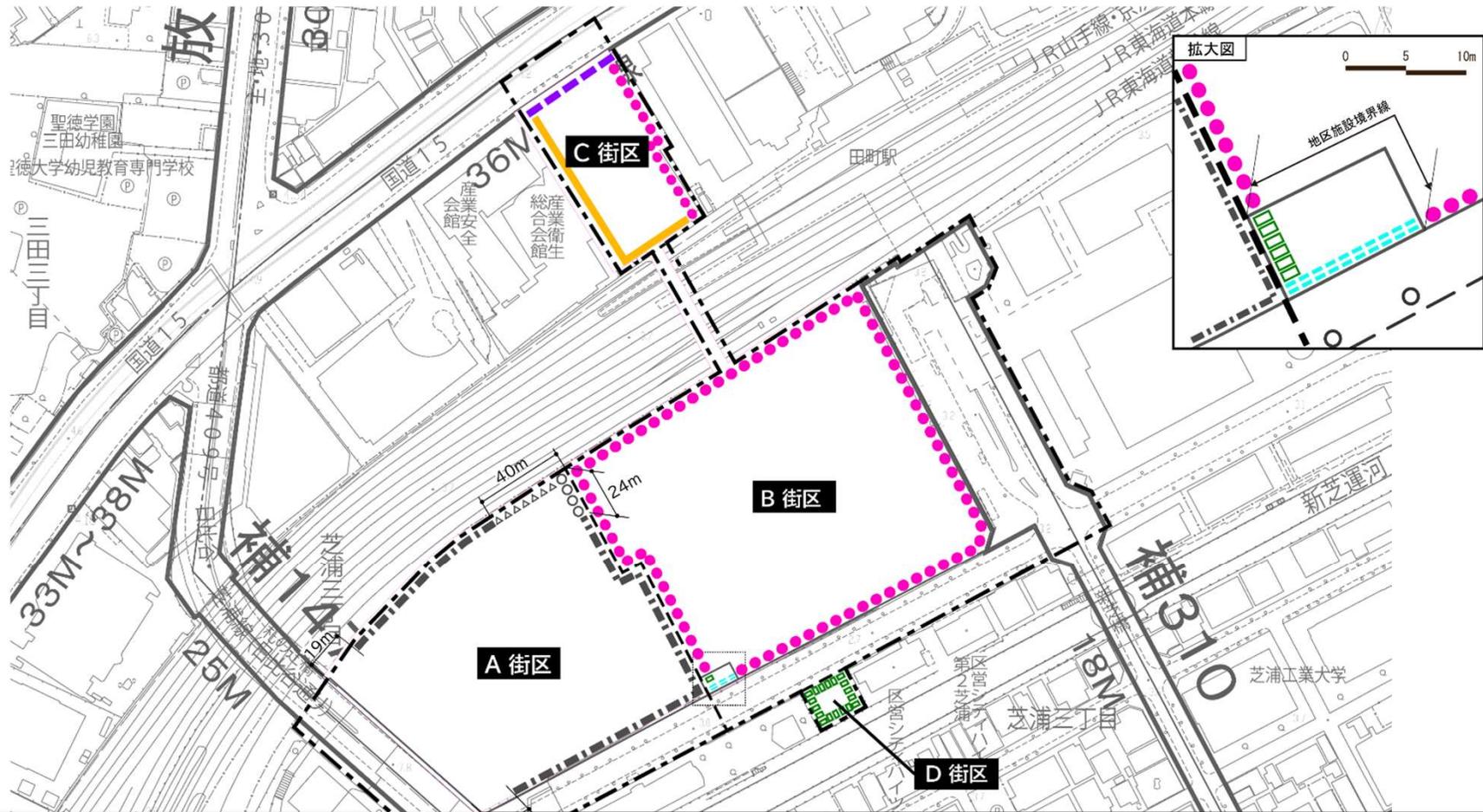
地区の区分	名称	B街区	C街区	D街区	
	面積	約3.4ha	約0.6ha	約0.1ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び3号に掲げるもの (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	
		建築物の容積率の最高限度	—	10分の89	—
		建築物の建蔽率の最高限度	—	10分の8	—
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 1. 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2. 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵、監視カメラその他これらに類するもの 3. 給排気施設の部分 4. 地下鉄駅出入口施設等の公益上必要な建築物その他これに類するもの 5. 建築物の保安及び管理上やむを得ない塀その他これに類するもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 1. 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2. 敷地境界線との間において駐輪場を設ける場合の当該部分 3. 建築物の保安及び管理上やむを得ない塀その他これに類するもの	

地区整備計画（建築物等に関する事項）

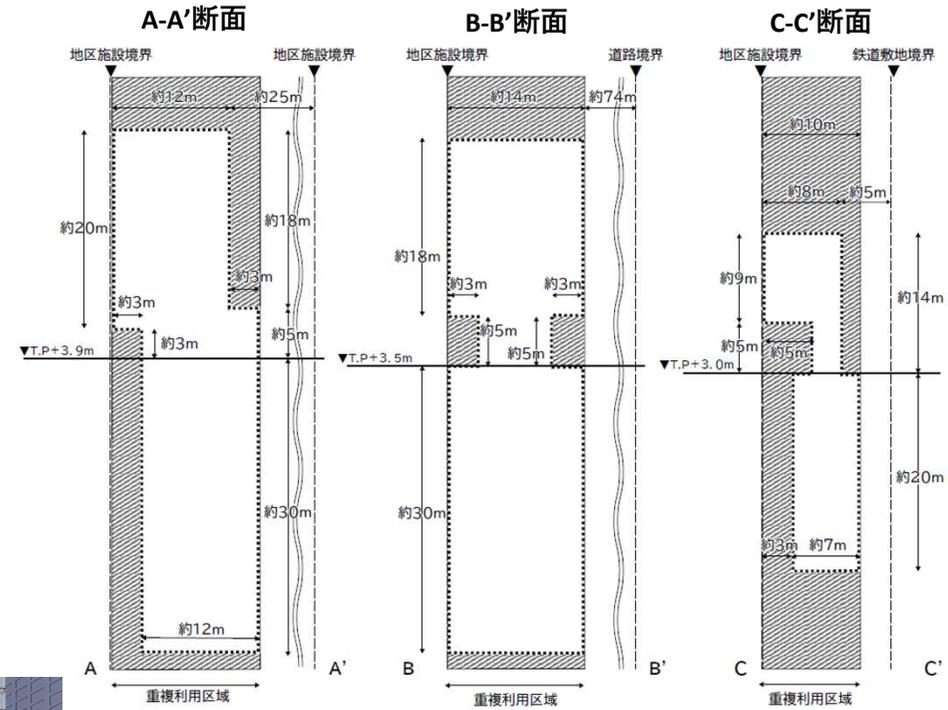
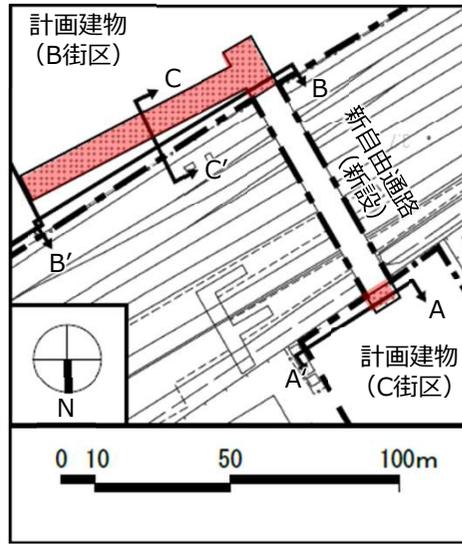
赤字：変更又は追加箇所

地区の区分	名称 面積	B街区	C街区	D街区
		約3.4ha	約0.6ha	約0.1ha
建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面後退部分には、垣、柵、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 花壇、植栽、ベンチ、モニュメント等 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス・日除け傘等 自転車シェアリングのサイクルポート等で公益上必要なもの 建築物の保安及び管理上やむを得ない塀・擁壁その他これに類するもの 		<p>壁面後退部分には、垣、柵、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 花壇、植栽、ベンチ等 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス・日除け傘等 建築物の保安及び管理上やむを得ないもの
	建築物等の高さの最高限度	—	100m 建築物の高さは、 T. P. +3.9mからによる。	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 屋外広告物は、建築物と一体的なもの又は歩行者空間と調和のとれたものとし、設置場所についても都市景観に配慮したものとする。 		
立体道路に関する事項	重複利用区域	計画図表示のとおり		
	建築物等の建築又は建設の限界	計画図表示のとおり		

壁面位置の制限 (B・C・D街区)



重複利用区域 (区域7)



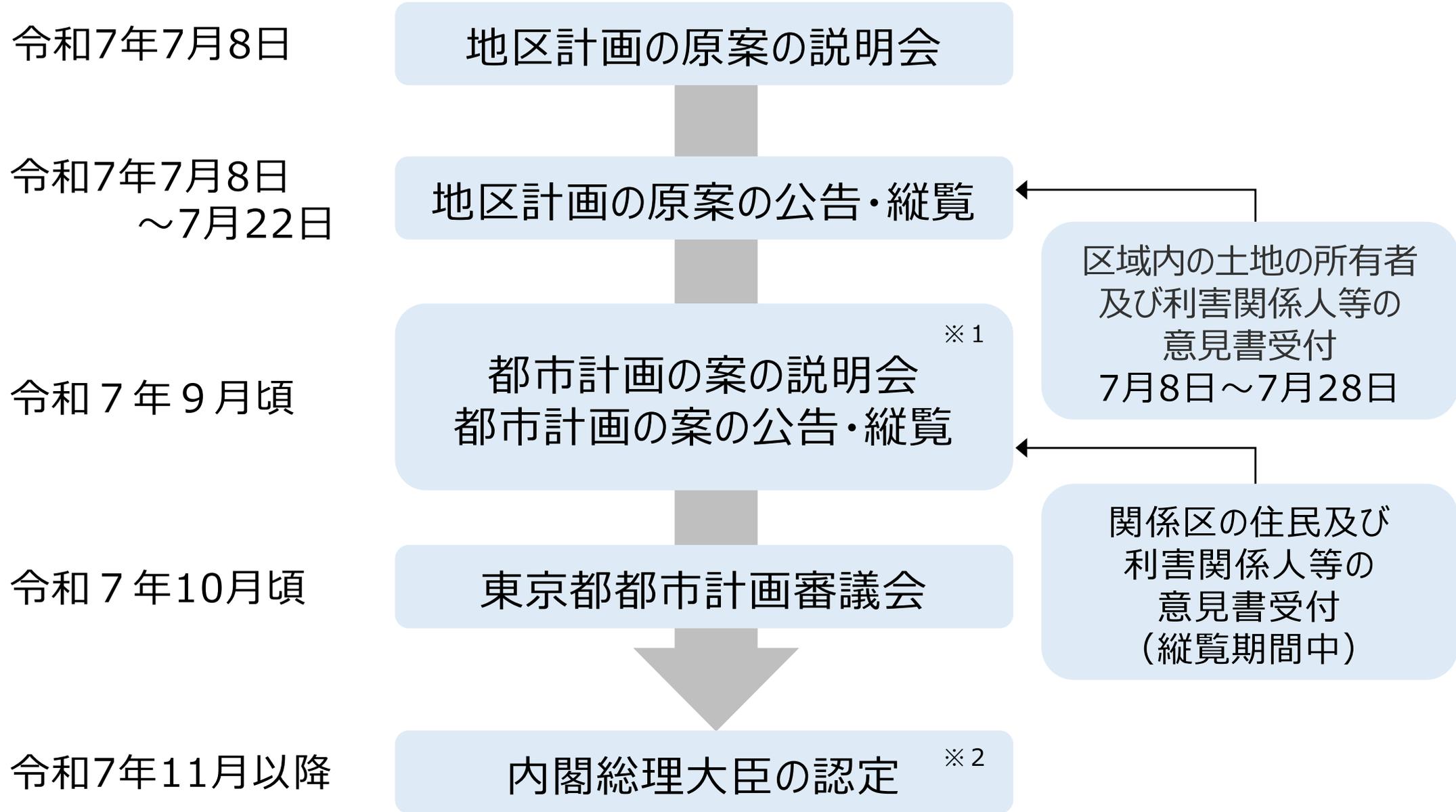
イメージ①



イメージ②

凡例	
	地区計画の区域
	重複利用区域
	重複利用区域内における建築等可能区域
	建築物等の建築又は建設の限界

0 5 10 20m
S=1:500



※1：関連する都市再生特別地区も同時期に行う予定。

※2：国家戦略特別区域法に基づき総理大臣の認定を以て、都市計画決定とみなす。

縦覧期間・縦覧場所

令和7年7月8日（火）
～7月22日（火）

（閉庁日を除き、午前9時から午後5時まで、
正午から午後1時を除く）

東京都

所在地：〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
TEL：03-5388-3213（直通）
都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課
（東京都庁第二本庁舎12階北側）

港区

所在地：〒105-8511
東京都港区芝公園1-5-25
TEL：03-3578-2215（直通）
街づくり支援部 都市計画課 都市計画係
（港区役所6階）

意見書の提出先

令和7年7月8日（火）
～7月28日（月）

（閉庁日を除き、午前9時から午後5時まで、
正午から午後1時を除く）

東京都

所在地：〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
TEL：03-5388-3225（直通）

電子申請（LoGoフォーム）

<https://logofom.jp/form/tmgform/1097467>

※意見書の提出期間中以外は
ページが表示されませんのでご注意ください。



7. （参考）関連する都市計画

・都市再生特別地区（田町駅東口地区）の変更